

札幌市立篠路小学校 いじめ防止基本方針

令和6年6月改定

1 いじめ防止についての基本的な考え

いじめ防止等の基本理念	<p>いじめは、すべての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくすることを旨として行われなければならない。</p> <p>また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。</p> <p>加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。</p> <p>※国の「いじめ防止等のための基本的な方針」より札幌市が抜粋したもので、本校のいじめ防止等に係る基本的な考えと一致している。</p>
いじめの定義	<p>「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。</p> <p>※ 「児童等」とは、学校に在籍する児童をいう。</p> <p>※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童、塾やスポーツ少年団等当該児童が関わっている他校の仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。</p> <p>※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。</p>
具体的ないじめの態様	<ul style="list-style-type: none"> *冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる *仲間はずれ、集団による無視をされる *軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする *ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする *金品をたかられる *金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする *嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする *パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる <p>※国の「いじめ防止等のための基本的な方針」より</p>

2 いじめの防止等の対策のための組織「篠路小学校いじめ防止対策委員会」の設置

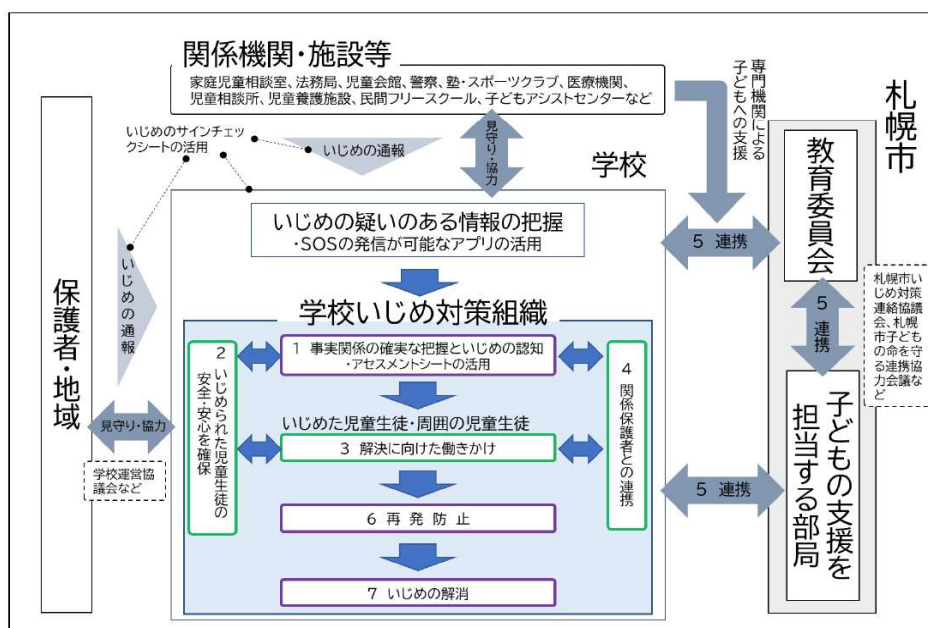
いじめ対策組織の設置と構成	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題に実効的に対応するために、校長を責任者とする「篠路小学校いじめ防止対策委員会」を常設し、定例の会議を月1回開催する。 ・構成員は、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、保健主事、養護教諭、学びの支援コーディネーター、学年主任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係教職員とする。 ・本委員会は、いじめ問題が発生した場合のみでなく、いじめの予防や早期発見等の重点的な取組に日常的かつ中心的に関わる。 	
組織の主な役割	いじめの防止	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の主體的な取組や、児童が互いに認め合う学級・学年意識の醸成に向けた取組など、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
	いじめの早期発見 いじめへの対処	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。 ・いじめの疑いや問題行動に係る情報を集約し、全教職員での共有を図る。 ・いじめの把握やいじめの疑いがあったときは、緊急会議等を開催するなど、情報を迅速に共有するとともに、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。 ・事実関係に基づき、被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と関係する保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
	篠路小学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組	<ul style="list-style-type: none"> ・篠路小学校いじめ防止基本方針やいじめ防止等の年間計画などに基づき、いじめ防止等の対応の実行、検証および修正を行う。 ・篠路小学校いじめ防止基本方針が実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、PDCAサイクルの実行を含めたいじめ防止基本方針の見直しを行う。
	組織の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・篠路小学校いじめ防止対策委員会の存在及びその活動内容について、児童及び保護者に対して、学校ホームページに掲載するなどして周知する。 ・篠路小学校いじめ防止対策委員会は、いじめを受けた児童を徹底して守り通し事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると、児童から認識されるようにする。

3 いじめ防止のための重点的な取組

未然防止	教職員の対応力向上	<ul style="list-style-type: none"> ・初期段階から組織対応、複数の目で解決にあたるよう共通理解を図る。 ・「いじめは絶対に許されない」という共通認識のもと、情報共有や関係機関との連携のあり方など、いじめの対応に向けた研修等に取り組む。 ・教職員の言動等が児童に影響することを自覚し、教職員自身が人間性を高めるなど、絶えず自己研鑽に取り組む。 ・スクールカウンセラーなど専門家の助言を対応に生かしていく。
	児童一人一人を生かす教育活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての児童が主体的に参加・活躍できるような授業を行い、児童の自己肯定感や自己有用感を高める。 ・児童会・児童委員会を主体として、ふれあい活動（異学年交流）を充実させ、互いを認め合う人間関係を育む。 ・道徳教育を含めた教育活動全体を通して、誰にでも思いやりの心を持ち、相手の立場に立てる心を育むとともに、円滑に他者とのコミュニケーションを図る社会性を育成する。
	いじめについての児童の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・全校朝会等、児童全員が集まる場で、挨拶や言葉遣い等、相手を大切にする気持ちを共有できるようにする。 ・いじめられる児童の気持ちをすべての児童が理解できるようにするとともに、見て見ぬふりをするのがいじめを深刻化させることになることを指導する。 ・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、また、刑事罰の対象となり得ることや不法行為に該当し、損害賠償責任が発生し得ることなどを発達段階に応じて指導する。
	学校として特に配慮が必要な児童についてのいじめの防止	<ul style="list-style-type: none"> ・下記の児童を含め学校として特に配慮が必要な児童については日常で気に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 発達障がいを含む、障がいのある児童 イ 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつ児童 ウ 性同一障がいや性的指向・性自認に係る児童 エ 東日本大震災や北海道胆振東部地震等の災害により被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童 オ 新型コロナウイルス等、感染症に罹患した児童や、家族が罹患した児童、関係する医療等に従事する家族をもつ児童
	インターネット上のいじめの防止	<ul style="list-style-type: none"> ・児童のインターネット利用状況を把握するように努める。 ・インターネットによるコミュニケーションでは、誤解やすれ違いなどが生じやすいことを理解させる。 ・インターネット上に誹謗中傷を書き込むなどの行為は、取り返しのつかないことになることや、犯罪行為につながる可能性のあることなど、ネット上のいじめ防止に係る指導を行う。 ・情報モラル教育の推進に当たっては、パートナー校及び家庭や地域と連携しながら、子どもの発達の段階に応じた系統的な指導を行う。
	保護者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・児童がいじめ防止に向けた学習を行う際に保護者も同席するなど、保護者がいじめの問題について理解を深めることができるようにする。 ・児童のインターネットの使い方について家庭でのルールづくりなど安全な利用について啓発するとともに、インターネット使用状況を保護者が把握するように促す。
早期発見	教職員による積極的な関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力が伴わないいじめや、グループ内でのいじめは見過ごしやすいことから、児童が発する小さなサインにもいち早く気付くよう努める。 ・日常的な観察や声掛けの関わり、出席状況の確認等により、児童の変容を見いだす。 ・いじめの疑いがある場合には、個々の教職員が把握した情報を教職員全体で必ず共有する。 ・スポーツ少年団等、他学年や他校を含むあらゆる集団における人間関係の把握に努める。 ・保護者からの情報も必要に応じて収集する。
	いじめアンケートや教育相談の計画的な推進	<ul style="list-style-type: none"> ・全学校が取り組む「悩みやいじめに関するアンケート調査」のほか、学校独自のアンケートを年2回、6月と2月に実施する。 ・アンケート結果は、空欄や消した痕も含めた質的な分析・評価を行うことを心がけ、児童の心の内面に迫る努力をする。 ・教育相談は、児童生徒の発達の段階に応じてスクールカウンセラーからの助言を参考にするなど、心理的負担を与えないよう実施する。 ・アンケート調査等で児童自らがSOSを発信することは多大な勇気を要することを踏まえ、迅速に対応することを徹底する。
家庭・地域との連携	いじめ防止等についての家庭や地域の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・篠路小学校いじめ防止基本方針について、学校ホームページに掲載している旨、学校だより等で周知する。 ・PTAや地域の関係団体が集まる機会に、学校や地域、家庭での児童の様子について共有し、連携して指導にあたるようにする。
	家庭や地域の協力・参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校外でいじめの疑いがある場面を見かけた方からの学校への通報等を保護者や地域住民に周知する。 ・通学路指導等における地域の方々との関わりを大切にし、いじめ防止についても参画を求める。
	地域住民との交流	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における体験学習やお祭り等の行事での児童の様子について、地域の方々から定期的に情報を得るなど、児童の様々な側面を把握して一人一人の指導に活かしていく。

4 いじめへの対処

<p>事実関係の確実な把握</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・聴き取りを行う教職員の役割を分担、必要に応じて複数名で対応、事実と経過を把握する。 ・関係するすべての児童に対して聴き取りを行う。 ・複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、ICTも活用し、学校いじめ防止対策委員会において集約と共有を図る。 ・5W1H（いつ、どこで、誰が、何を、どのようになど）を明確にした整理をし、関係する児童に再確認をする。 ・起きたいじめが犯罪行為として取り扱われる可能性がある場合に、警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めるなど、連携して対応する。 ・いじめのサインチェックシートによって把握したいじめの疑いについては、学校いじめ防止対策委員会で事実関係の確実な把握といじめの認知を行う。 ・教職員個人の差によらない、客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるよう、アセスメントシートを活用し、進級・進学の際にも確実な引継ぎを行う。 				
<p>いじめられた児童の安全・安心を確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた児童が心配・不安に思うことを共感的に聴き取り、関係職員、スクールカウンセラー等との連携を図りながら心のケアに努める。 ・見守りなど、具体的に不安を取り除く対応に努め、いじめられた児童が安心して学校生活を送ることができるよう留意する。 				
<p>いじめた児童への解決に向けた働きかけ</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="384 620 544 696"> <p>いじめた児童への指導・対応</p> </td> <td data-bbox="549 620 1369 696"> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを受けた児童の苦しみを自分事として考えられるよう関わり、謝罪を通して人間関係の修復を促す等、両者が納得する解決のあり方へ導く。 ・いじめた側の児童の抱える問題などにも目を向けた指導を行う。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 703 544 775"> <p>周りの児童への指導</p> </td> <td data-bbox="549 703 1369 775"> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、いじめられた児童の心に寄り添って考える場を設定する。 ・はやし立てたり、見て見ぬ振りをしたりすることが、いじめを深刻化させることを改めて指導する。 </td> </tr> </table>	<p>いじめた児童への指導・対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを受けた児童の苦しみを自分事として考えられるよう関わり、謝罪を通して人間関係の修復を促す等、両者が納得する解決のあり方へ導く。 ・いじめた側の児童の抱える問題などにも目を向けた指導を行う。 	<p>周りの児童への指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、いじめられた児童の心に寄り添って考える場を設定する。 ・はやし立てたり、見て見ぬ振りをしたりすることが、いじめを深刻化させることを改めて指導する。
<p>いじめた児童への指導・対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを受けた児童の苦しみを自分事として考えられるよう関わり、謝罪を通して人間関係の修復を促す等、両者が納得する解決のあり方へ導く。 ・いじめた側の児童の抱える問題などにも目を向けた指導を行う。 				
<p>周りの児童への指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、いじめられた児童の心に寄り添って考える場を設定する。 ・はやし立てたり、見て見ぬ振りをしたりすることが、いじめを深刻化させることを改めて指導する。 				
<p>保護者への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた児童の保護者には、いじめの情報を把握した段階で連絡を取るなど速やかな対応を行う。 ・いじめた児童の保護者には、事実関係を正確に伝えるとともに、以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。 ・いじめの内容によっては緊急保護者会を開くなど、保護者全体への対応を行う。 				
<p>教育委員会、関係機関及び学校以外の子どもたちが育ち学ぶ施設等との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、教育委員会と協議する等、連携して対処していく。 ・犯罪行為及び深刻な人権侵害となる疑いのあるいじめや、学校外でのいじめなどについて、必要に応じて関係間および学校以外の子どもが育ち学ぶ施設等と連携して対処する。 ・学校評価において目標の達成状況等を評価し、取組の改善につなげる。 				
<p>いじめの解消</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国の方針で定められている、いじめ解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。 ・いじめ解消の判断は、事案対処後3か月をめぐり、被害児童生徒及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、学校いじめ防止対策委員会において行う。 				
<p>再発防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童のプライバシーに十分留意しながら、再発防止へのねらいを含めた学級・学年指導を行う。 ・いじめが解決したと思われた後も、児童の様子を把握し、必要な対応を行う。また、再発防止に向けて関係する保護者と定期的に情報を交換する。 ・再び同様のいじめが発生しないように、認め合う人間関係を構築できるようにする。 ・いじめに関する個別の対応状況に関する記録及び自殺念慮や自殺企図などの情報は、確実に引き継ぎ、指導や支援につなげる。 				



札幌市いじめ防止等のための基本的な方針（令和6年4月改定）より

5 重大事態への対処

■重大事態とは

- ① 児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 具体的には次の様なケースなどが想定される。
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 「相当の期間」については、不登校の定義(文部科学省による)を踏まえ年間30日を目安とする。
 また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

■いじめ防止対策推進法における重大事態発生後の対応フロー

(令和6年4月改定 「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」より)

<市立学校> 重大事態の発生

(1) 重大事態発生の報告

- 市立学校から教育委員会へ
- 教育委員会から市長へ

(2) 調査主体の判断

- 教育委員会が経緯や事案の特性等により総合的かつ慎重に判断

市立学校に弁護士等の専門家を加えた調査組織による調査

教育委員会の附属機関による調査(札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会)

(3) 調査の実施

- 事実関係を可能な限り網羅的に明確にする

(4) 調査結果の提供・報告

- 教育委員会又は学校からいじめられた児童生徒及び保護者に対し情報提供
- 情報提供後、教育委員会から速やかに市長に報告
- いじめられた児童生徒又はその保護者からの調査報告書に対する所見をまとめた文書があれば調査結果に添付

必要に応じた再調査の実施

- 市長が必要と認めるときには「札幌市子ども・子育て会議」において再調査を実施

(5) 調査結果の公表

- 国のガイドラインに基づき調査結果を公表

再調査結果の提供・報告

- 再調査の結果を、いじめられた児童生徒及び保護者に対し情報提供
- 市長から議会に再調査の結果を報告

(6) 調査結果・再調査の結果を踏まえた再発防止に係る措置

- 市長及び教育委員会は、同種の事態の発生防止のための必要な措置を実施

(7) 学校と教育委員会における取組の検証

- 調査結果等による再発防止策等の提言が実行されているか、検証を行う。
- 教育委員会は、学校及び教育委員会の再発防止の取組状況を札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会に報告し、必要な改善を図る。

6 篠路小学校 いじめ対策年間計画

月	PDCAサイクル	未然防止	早期発見	家庭・地域との連携	年間を通しての取組・実施内容	
4	・いじめ防止基本方針の内容確認 ・いじめ防止対策委員会①	・いじめ防止基本方針の内容確認	・身体測定等	・教育相談週間 ・学校説明会 ・学年学級懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日の健康観察、シャボテンログを活用した確認 ・スクールカウンセラーによる教育相談 ・全校朝会等、全校が集まる場での講話 ・道徳教育の充実 ・分かる授業の充実 ・ふれあい活動（異学年交流）の充実 ・情報共有の場の設定（毎週木曜日の職員集会後に「学びの支援ミーティング」を設定） ・ホームページを通して、情報モラルを家庭へも啓発 	
5	・いじめ防止対策委員会②	・学びの支援全体会① ・運動会				
6	・いじめ防止対策委員会③	・ふれあい遊びウイーク①	・悩みやいじめに関するアンケート①	・青少年健全育成会議		
7	・いじめ防止対策委員会④	・生徒指導研究協議会	・情報モラル教育（6年）	・学校関係者評価委員会① ・スクールゾーン実行委員会		
8	・いじめ防止対策委員会⑤		・いじめの状況報告①	・少年少女スポーツ大会		
全市一斉 子どもの命を見つめ直す月間						
9	・いじめ防止対策委員会⑥	・ふれあい遊びウイーク② ・全校遠足 ・児童理解研修会		・個人懇談		
10	・いじめ防止対策委員会⑦	・学びの支援全体会②				
11	・いじめ防止対策委員会⑧	・教育活動公開日	・悩みやいじめに関するアンケート②（全学校実施）			
12	・いじめ防止対策委員会⑨	・教育活動公開日	・個人懇談 ・情報モラル教育（5年）	・スクールゾーン実行委員会②		
1	・いじめ防止対策委員会⑩ ・学校評価		・いじめの状況報告②			
2	・いじめ防止対策委員会⑪ ・新年度経営方針 ・いじめ防止基本方針見直し		・悩みやいじめに関するアンケート③	・学校関係者評価委員会②		
3	・いじめ防止対策委員会⑫	・卒業証書授与式	・いじめの状況報告③			